

運輸安全マネジメントの取り組み

株式会社アライアンス・コーポレーション

【令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】



●事故防止のための安全方針 **今から！・ここから！・私から！**

- 1 安全について、社長以下、経営陣から運転者までが同じ思想の下で教育を受け実行する
- 2 法令厳守を徹底し、改正される法令にも確実に対応する
- 3 輸送の安全こそが企業の根幹である事を理解し、会社一丸で取り組む
- 4 決定事項を社内に提示点呼時に唱和する

●社内への周知方法

- ・本社営業所への提示・ホームページ

●安全方針にもとづく目標

- 1 重大事故の根絶
- 2 始業点検における確実性の向上
- 3 **運送会社における管理体制の確立**

目 標	人 身 事 故	0 件
	物 損 事 故	前年度 70 パーセント減

●目標達成のための計画

- ・デジタルタコグラフによる運行管理システムの確立
- ・ドライブレコーダー全車取り付け←達成
- ・**小団体による事故防止ミーティング**
- ・各役職において各人の役割を明確化し、担当者の仕事を全うする
- ・**G マーク更新、働きやすい職場認定更新**

●安全に関する情報交換計画

- ・社内報告書の共有
- ・事故惹起者へ外部研修の勧め
- ・ヒヤリ・ハット報告
- ・第一月曜日、朝礼時安全指導

●安全に関する達成状況・反省事項

- ・追突事故根絶、ミラー接触事故が多い
- ・健康経営優良法人の取得←達成
- ・健康起因事故の根絶

●反省事項に対する改善方法

- ・車両サイズの把握
- ・社内掲示により自身の体状況の把握

●安全に関する目標達成状況

令和4年度目標	結 果	備 考
人 身 事 故 0 件	0 件	達成
物 損 事 故 0 件	3 件	未達成、現場内 3 件 他 1 件

●自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報

令和4年度実績	事故発生件数	0 件	※自動車事故報告規則(H15.9.26改正国土交通省令第95号)第2条に定められた自動車事故(車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など)
	事故の種類		
	衝突の状態		
	行政処分等	なし	